東かがわ市規則第42号

東かがわ市支所設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年11月16日

東かがわ市長　上村一郎

東かがわ市支所設置条例施行規則の一部を改正する規則

東かがわ市支所設置条例施行規則（平成15年東かがわ市規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（開所時間） 第５条　支所の開所時間は、午前９時から午後４時30分までとする。	（開所時間） 第５条　支所の開所時間は、午前８時30分から午後５時15分までとする。

附　則

この規則は、令和８年12月１日から施行する。